

マイナ保険証への移行について

令和6年12月27日 一部改訂

横浜港湾健康保険組合

目次

| 項目 | ページ |
|--------------------------|-------|
| 改訂履歴 | 3 |
| マイナ保険証への移行の概要について | 4 |
| 法令に基づくマイナ保険証に係る方針について | 5 |
| 被保険者証について | 6 |
| マイナ保険証について | 7～10 |
| 資格情報のお知らせについて | 11～14 |
| 資格確認書について | 15～17 |
| 各証等の比較の概要について | 18 |
| 医療機関等受診方法について | 19 |
| マイナンバーカードの特急発行について | 20 |
| 届書及び申請書の改訂について | 21 |
| 「資格情報のお知らせ」の再交付の申請方法について | 22 |
| 「資格確認書」の申請方法について | 23～26 |
| 「資格確認書」に関するQ&A | 27 |
| マイナ保険証の利用登録解除の申請方法について | 28 |
| 本人確認方法について | 29 |

改訂履歴

| 改訂年月日 | 主な改訂内容 |
|------------|--|
| 令和6年11月27日 | <p>(改訂)</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者証の最終発行について【 p 6】・「資格確認書」の有効期間について【 p 15】・資格確認書の交付時期について【 p 17】・資格確認書の返納について【 p 17】 <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証について【 p 10】・マイナンバーカードの特急発行について【 p 20】・届書及び申請書の改訂について【 p 21】・「資格情報のお知らせ」の再交付の申請方法について【 p 22】・「資格確認書」の申請方法について【 p 23～ p 26】・「資格確認書」に関するQ&A【 p 27】 |
| 令和6年12月27日 | <p>(改訂：下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none">・様式追加【 p 21】・資格確認書の交付対象者の方の確認に関すること【 p 23】・紛失した被保険者が見つかった場合の対応【 p 24】・厚生労働省保険局保険課事務連絡の回答内容【 p 27】 <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナ保険証の利用登録解除の申請方法について【 p 28】・本人確認方法について【 p 29】 |

※その他軽微な調整を行っております。

マイナ保険証への移行の概要について

- ・現行の被保険者証の発行については、令和6年12月1日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- ・そのため、令和6年12月2日以降に医療機関等を受診する際はマイナ保険証をご利用ください。
- ・なお、健康保険法上、既にマイナ保険証での資格確認が原則となっております。

(定義)

第三条

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

(略)

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

(略)

法令に基づくマイナ保険証に係る方針について

当組合は、健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、皆さまにより良い医療を受けていただくために、マイナ保険証の利用を推進しております。

(関係者の連携及び協力)

第二百五条の五 国、協会及び健康保険組合並びに保険医療機関等**その他の関係者**は、電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用の推進により、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により行われる事務が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

※「電子資格確認の仕組みの導入」とは「**マイナ保険証によるオンライン資格確認の導入**」のことを指しております。

※「その他の関係者」には、健康保険法による**事業主様**及び**加入者様**も該当します。

(事業主様へ)

・健康保険法第205条の5の規定により、マイナ保険証の利用の推進にご協力ください。

(加入者様へ)

・健康保険法第205条の5の規定により、マイナ保険証の利用にご協力ください。

被保険者証について

○廃止時期について

- ・令和6年12月2日から被保険者証は、紛失等での再発行も含め新規に発行されません。

○経過措置について

- ・経過措置として、現在お持ちの被保険者証は令和7年12月1日までご使用になれます。

○紛失について

- ・令和6年12月2日以降に被保険者証を紛失した場合、マイナ保険証をご利用ください。
なお、「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（p16参照）は資格確認書をご利用ください。

○返納について

- ・経過措置期間中（令和7年12月1日まで）、以下のいずれかに該当した場合、事業所へ返納してください。
（任意継続被保険者の方は健康保険組合まで直接返納してください。）
 - ①資格を喪失した場合
 - ②被保険者証の記載事項に変更（訂正）があった場合（氏名変更など）
 - ③き損した場合※②③に該当した方はマイナ保険証をご利用ください。
なお、「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（p16参照）は資格確認書をご利用ください。
- ・経過措置期間後（令和7年12月2日以降）には、被保険者証は使用不可となるため、返納不要です。

マイナ保険証について

○マイナンバーカードの保険証利用の申込みがまだの方へ

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。※以下から選択

医療機関で

☑ 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

☑ 下記3つを準備 **マイナポータル**

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込む」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



○マイナンバーカードの申込みがまだの方へ

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27



マイナンバーカードの
↓ 申請方法はこちら ↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

マイナ保険証について

○マイナ保険証のメリットについて

1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声 Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります
他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を開覧していたため、重複処方を避けることができました。

2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



患者の声 Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました
急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

◎ マイナ保険証はカード型なので、今までとおり、お財布等で携帯するときに便利です!

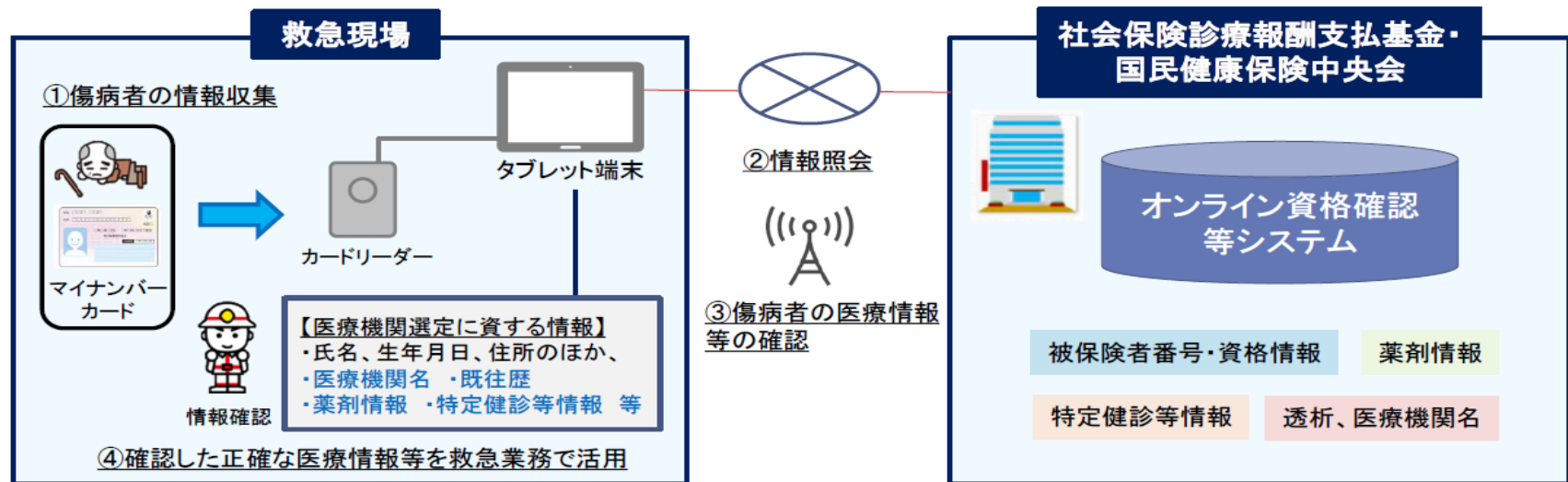
マイナ保険証について

マイナ保険証を活用した救急業務の迅速化・円滑化

救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することで、救急活動の迅速化・円滑化を図る実証事業（マイナ救急）を今年度から実施中。 ※全国の67消防本部660隊において本年5月から順次開始。

【期待される主な効果】

- ✓ 自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる
- ✓ 救急隊が病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行える
- ✓ 搬送先病院で治療の事前準備ができる



・出典：「令和6年6月21日 第179回社会保障審議会医療保険部会 資料1」
※上記については、現時点では実証事業であることをご了承ください。

マイナ保険証について

受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化

(1) データ登録の完了に要する期間について

- ①被保険者のマイナンバーと氏名・生年月日・性別・住所(以下「マイナンバー等」という。)が正確に記入された資格取得届(被扶養者についての事項を届け出る場合は被扶養者届。以下「資格取得届等」という。)を保険者が受領し、データ登録を完了してからマイナンバーカードによる受診が可能になります。(データ登録が完了するまではマイナンバーカードによる受診はできません)。
- ②資格取得届等にマイナンバー等を正確に記載した場合は、資格取得届等が保険者に提出されてから5営業日以内にデータ登録が完了します。
- ③資格取得に係る加入者の方からの書類提出(電子的な提出を含む)の際などにマイナンバーが正確に記載されていない場合の留意事項
 - ・法令上資格取得届等にはマイナンバーの記載が求められており、データ登録にはマイナンバーの記載が必要です。
 - ・データ登録が完了するまでに相当の期間が必要になります。
 - ・データ登録が完了するまではマイナ保険証利用ができません。
- ④転職等により保険者の変更後に初めてマイナンバーカードにより受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報として保険者変更後の情報が登録されていることを確認してください。

(2) データ登録完了のお知らせについて

- ①被保険者証の廃止後においては、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時等に発行する「資格情報のお知らせ」は、データ登録完了後に事業所を経由して加入者の方へ送付します(任意継続被保険者の方へは直接送付します)。
- ②資格情報のお知らせが届いてからマイナンバーカードによる受診が可能です。

マイナ保険証を保有している場合の高齢受給者証の発行について

・被保険者証の経過措置中(R6.12.2~R7.12.1)、マイナ保険証を保有している方が、高齢受給者証の交付要件を満たした場合(70歳到達の場合)、高齢受給者証は発行されません。

資格情報のお知らせについて

○資格情報のお知らせとは

・ポイント①

➡加入者資格を簡易に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするためものです。

・ポイント②

➡マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、**マイナ保険証と併せて**提示することにより受診可能とするものです。

・ポイント③

➡「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診することはできません。

・ポイント④

➡紛失やき損しないように大切に保管してください。

○交付について

・令和6年12月2日以降、新規加入した方に交付されます。

○返納について

・返納不要です。

資格情報のお知らせについて

○マイナポータルでの確認方法について

- ・ポイント
→スマートフォン等のモバイル端末から確認できます。

- ・資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。
- ・医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能ですので、下記からアクセスしてください。

<https://myna.go.jp/certificates/health-insurance-card>



- ・なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。
- ・医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、資格情報のお知らせ（紙）を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。
- ・マイナ保険証と共に資格情報画面を提示することで保険診療を受けられます。
- ・マイナポータルの操作方法に関しては次ページをご参照ください。

資格情報のお知らせについて

◆参考3：被保険者資格等をマイナポータル画面やダウンロード画面で確認する方法の詳細

被保険者資格等をマイナポータル画面やダウンロード画面で確認する方法は、以下のとおり。

【手順1】マイナポータルログイン後トップページから、健康保険証を選択する。

ログイン後トップページの健康保険証を選択します。

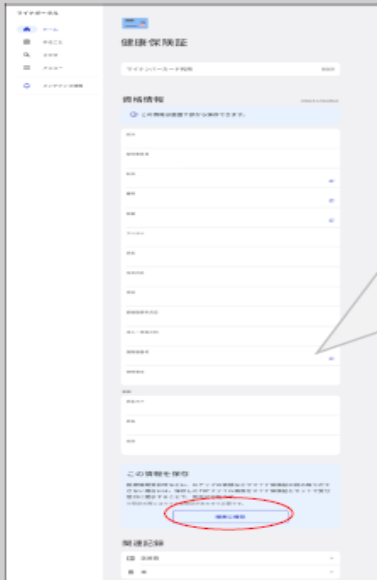


- ・マイナポータルログインするためには、マイナンバーカードによる認証が必要となります。
- ・ログインするための詳細については、『マイナポータルの操作マニュアル』を参照ください。
- ・スマホでからログインする場合も、左と同様の画面遷移となります。

【手順2】マイナポータルの画面を確認する。

健康保険証についての画面が表示されます。

なお、【端末に保存】のボタンを押下することで、PDFデータをダウンロードすることができます。（ダウンロード画面は、次頁参照。）



| マイナポータルの画面の例 | |
|------------------------------|-----------|
| 閲覧できる資格情報 | (例) |
| 区分 | 被保険者証（一般） |
| 交付年月日 | 20240401 |
| 記号 | 0123 |
| 番号 | 0004321 |
| 枝番 | 00 |
| フリガナ | ケンポ レンタロウ |
| 氏名 | 健保 連太郎 |
| 生年月日 | 20000401 |
| 性別 | 男性 |
| 資格取得年月日 | 20240401 |
| 本人・家族の別 | 本人 |
| 保険者番号 | 000001 |
| 保険者名 | 〇〇健康保険組合 |
| 【裏面】 ※性同一性障害の者の場合は、以下も表示される。 | |
| 氏名カナ | |
| 氏名 | |
| 性別 | |

【手順3】ダウンロード画面を確認する。

ダウンロード画面をスマホ等のモバイル端末に保存しておくことで、マイナポータルに都度ログインして、マイナポータルの画面を確認する手間がかりません。



| ダウンロード画面 | |
|-----------|----------|
| 閲覧できる資格情報 | (例) |
| 保険者名 | 〇〇健康保険組合 |
| 保険者番号 | 000001 |
| 記号 | 0123 |
| 番号 | 0004321 |
| 枝番 | 00 |
| 氏名 | 健保 連太郎 |
| 70歳以上の方 | |
| 一部負担割合 | |
| 有効期限 | |

資格情報のお知らせについて

▼マイナポータルの操作方法等のご不明点は下記へお問い合わせください。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バー
0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

資格確認書について

○資格確認書とは

- ・「電子資格確認を受けることができない状況にある方」が、保険診療を受けられるようにする物です。
- ・様式は以下のとおりです。
 - ・サイズ : はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）
 - ・材質 : 紙
 - ・有効期間 : **最長 3 年**

【有効期間の補足】

①短期有効期間（交付月の1か月後の月末） : p 16の①②に該当する場合

②長期有効期間（R9.12.1まで） : p 16の③～⑨に該当する場合

資格確認書について

○交付対象者（「電子資格確認を受けることができない状況にある方」）について

- ①マイナンバーカードを紛失した方
- ②マイナンバーカードを更新中の方
- ③マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
- ④マイナンバーカードを取得していない方
- ⑤マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ⑥マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（登録解除者）
- ⑦マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ⑧マイナンバーカードを返納した方
- ⑨資格確認書を滅失・き損した方

【④～⑧に該当する方へ】

- ・健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通に基づき、マイナ保険証の利用をお願いします。
- ・マイナ保険証を取得した場合、資格確認書を当組合に返納してください。

資格確認書について

○交付時期について

- ・新規加入者の資格確認書は、**本人からの申請に基づき**、会社を經由して交付します。
(任意継続被保険者の方は直接交付します。)

健康保険法施行規則
(資格確認書の交付等)

第四十七条 法第五十一条の三第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した**申請書を保険者に提出して**、その交付又は提供を申請しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、申請者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を經由して行うものとする。

- ・「既加入者で被保険者証をお持ちの方」の資格確認書の交付方法については現時点で未定です。

○返納について

- ・以下の場合は事業所へ返納してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合まで直接返納してください。）
 - ・資格喪失日が有効期限前の場合
 - ・資格確認書の記載事項に変更があった場合（氏名変更など）
 - ・マイナ保険証（マイナンバーカード）を取得した場合（返納時にその旨が分かるようにしてください。）
 - ・資格確認書の再交付を受けたあとに、紛失していた資格確認書が見つかった場合、見つかった資格確認書を返納してください。

各証等の比較の概要について

| | マイナ保険証 | 資格情報のお知らせ | 資格確認書 | 被保険者証 |
|-----------------|-------------|--------------|--|-------------|
| 形状 | カード型 | 紙・A4型 | 紙・ハガキ型 | カード型 |
| 使用目的 | 医療機関を受診するとき | 被保険者資格等の簡易把握 | 電子資格確認を受けることができない状況にある方（マイナ保険証を紛失等した方）が医療機関を受診するとき | 医療機関を受診するとき |
| 被保険者証としての使用 | ○ | × | ○ | ○ |
| 高齢受給者証としての使用 | ○ | × | × | × |
| 限度額適用認定証としての使用 | ○ | × | × | × |
| 特定疾病療養受療証としての使用 | ○ | × | × | × |

※マイナ保険証を特定疾病療養受領証として使用するためには当組合への特定疾病認定の申請が必要です。

医療機関等受診方法について

・マイナ保険証をお持ちの方が医療機関等に持参するもの

①マイナ保険証

※以下の場合、「資格情報のお知らせ（紙orスマホ等のモバイル端末）」も必要です。

- ・カードリーダーがない医療機関等を受診する場合
- ・医療機関等にカードリーダーはあるが、当該カードリーダーが故障等して使えない場合

・マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等に持参するもの

- ①被保険者証（令和7年12月1日まで）or資格確認書（有効期限内のものに限ります。）
- ②高齢受給者証（該当者のみ必要です。）
- ③限度額適用認定証（該当者のみ必要です。）
- ④特定疾病療養受領証（該当者のみ必要です。）

当組合は、健康保険法第205条の5及び厚生労働省の通知に基づき、皆さまにより良い医療を受けていただくために、マイナ保険証の利用を推進しておりますので、マイナ保険証のご利用をお願いします。

マイナンバーカードの特急発行について

○概要

- ・マイナンバーカードの特急発行とは、原則 1 週間程度でマイナンバーカードを取得できる制度です。
- ・特に、**マイナンバーカードを紛失した方**や**出産児の方**はこの制度のご利用をご検討ください。
- ・**詳細については、お住まいの市区町村のホームページをご確認いただくか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。**

届書及び申請書の改訂について

様式の追加

- ・健康保険資格情報のお知らせ再交付申請書
- ・健康保険資格確認書（再）交付申請書
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

様式の変更

- ・各届書及び各申請書の記載事項及び添付書類を変更しております。
- ・旧様式でのご提出があった場合、返戻させていただく場合があります。

「資格情報のお知らせ」の再交付の申請方法について

【再交付申請が不要な場合】

- ・マイナポータルで医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合、再交付の申請は不要です。（p12参照）

カードリーダーがない医療機関等を受診する場合や医療機関等にカードリーダーはあるが当該カードリーダーが故障等して使えない場合、マイナ保険証と一緒にスマホなどに保存した「マイナポータルの医療保険の資格情報画面」を医療機関等の窓口に提示すれば保険診療を受けることができます。

【対象者】

- ・「資格情報のお知らせ」を紛失した方で紙媒体の発行を希望する方
- ・「資格情報のお知らせ」をき損した方で紙媒体の発行を希望する方
- ・その他紙媒体の発行を希望する方

【申請書類】

- ・「健康保険資格情報のお知らせ再交付申請書」

【申請方法】

- ・事業所を経由して健康保険組合に申請してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接申請してください。）

【申請開始日】

- ・令和6年12月2日

「資格確認書」の申請方法について

新規加入者の場合

【対象者】

- ・「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（p 16参照）

【事業主様へ】

- ・当組合では、国が運営するサーバーにおいて、申請のあった方のマイナ保険証の保有状況等を確認しておりますので、資格確認書の交付対象とならない方からの申請があった場合、その旨を事業主様を経由して被保険者様へ通知いたします。
- ・資格確認書の交付対象とならない方からの申請が頻発しておりますので、事前によくご確認くださいませよう願いたします。

【申請書類】

- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」
- ・「新規加入者の届書」

【電子申請の場合の注意事項】

① 資格確認書の発行が必要な場合

- ・「資格確認書発行要否」欄がある場合は「要」（発行する）とし、「資格確認書発行要否」欄がない場合は「備考」欄に「資格確認書要」と記載してください。
- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」をPDFにして添付してください。

② 資格確認書の発行が不要な場合

- ・「資格確認書発行要否」欄がある場合、「否」（発行しない）としてください。

【申請方法】

- ・事業所を経由して健康保険組合に申請してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接申請してください。）

「資格確認書」の申請方法について

被保険者証の紛失・き損・記載事項変更（訂正）の場合

【対象者】

- ・下記①及び②に該当する方
- ①「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（p 16参照）
- ②以下のいずれかに該当する方
 - ・被保険者証を紛失・き損した方（被保険者証の経過措置期間中に限る）
 - ・被保険者証の記載事項に変更（訂正）があった方（被保険者証の経過措置期間中に限る）

【申請書類】

（被保険者証の紛失・き損の場合）

- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」
- ・「健康保険資格確認書等滅失・回収不能届」
- ・「き損した被保険者証」（き損の場合のみ）

※紛失していた被保険者証が見つかった場合、事業所を経由して、健康保険組合に連絡してください。
（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接連絡してください。）

（被保険者証の記載事項の変更（訂正）の場合）

- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」
- ・「健康保険氏名変更届」等
- ・「被保険者証」

【申請方法】

- ・事業所を経由して健康保険組合に申請してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接申請してください。）

「資格確認書」の申請方法について

資格確認書の紛失・き損・記載事項変更（訂正）の場合

【対象者】

- ・下記①及び②に該当する方
 - ①「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（p 16参照）
 - ②以下のいずれかに該当する方
 - ・資格確認書を紛失・き損した方
 - ・資格確認書の記載事項に変更（訂正）があった方

【申請書類】

（資格確認書の紛失・き損の場合）

- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」
- ・「き損した資格確認書」（き損の場合のみ）

（資格確認書の記載事項の変更（訂正）の場合）

- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」
- ・「健康保険氏名変更届」等
- ・「資格確認書」

【申請方法】

- ・事業所を経由して健康保険組合に申請してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接申請してください。）

「資格確認書」の申請方法について

マイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバーカードを更新中の場合

マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合

【対象者】

- ・下記①～③の全てに該当する方
 - ①被保険者証を保有していない方
 - ②「電子資格確認を受けることができない状況にある方」（p 16参照）
 - ③以下のいずれかに該当する方
 - ・マイナンバーカードを紛失した方
 - ・マイナンバーカードを更新中の方
 - ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

【申請書類】

- ・「健康保険資格確認書（再）交付申請書」

【申請方法】

- ・事業所を経由して健康保険組合に申請してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接申請してください。）

「資格確認書」に関するQ&A

下記Q&Aは、令和6年10月18日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡の一部を抜粋しております。

Q：マイナ保険証を保有しているが、当該マイナ保険証を利用する意向がない方が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能か。

A：マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。そうした方に対しては、マイナ保険証の利用を呼びかけていただいた上で、それでもなお資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録の解除をご案内いただくことが考えられます。

Q：マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいという方が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能か。

A：資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

Q：子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることが心配であるため資格確認書を持っておきたいという方が資格確認書の交付を希望する場合、交付する必要があるか。

A：資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため、交付する必要はありません。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行うことが可能であるため、その旨ご案内していただくことが考えられます。

マイナ保険証の利用登録解除の申請方法について

【対象者】

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を希望する方

【申請書類】

- ・「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」

【申請方法】

- ・事業所を経由して健康保険組合に申請してください。（任意継続被保険者の方は健康保険組合に直接申請してください。）

【申請開始日】

- ・本日より申請可能です。

【注意事項】

解除申請後から解除がなされるまでの間（1～2か月程度）に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

- ※ マイナ保険証により医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。
健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

本人確認方法について

- ・加入者の皆様が当組合に電話連絡をされる場合、ご本人様確認を取らせていただきますので、以下の物をお手元にご用意くださいますようお願い申し上げます。

| 令和7年12月1日まで | 令和7年12月2日以降 |
|--------------------------------------|-------------|
| 資格情報のお知らせ 又は 健康保険被保険者証 | 資格情報のお知らせ |

※「資格情報のお知らせ」については p 11～14 参照。

※「資格情報のお知らせ」の再交付の申請方法については p 22 参照